

# 黒磯那須公設地方卸売市場条例

（昭和50年9月12日）  
条例第1号

改正 平成1年3月4日条例第1号  
平成7年7月2日条例第1号  
平成9年3月5日条例第1号  
平成12年7月12日条例第1号  
平成17年3月3日条例第1号  
平成17年9月30日条例第1号  
平成26年3月3日条例第1号  
令和2年6月11日条例第1号

## 目 次

第1章	総 則	(第1条～第7条)
第2章	市場関係事業者	
第1節	卸売業者	(第8条～第21条)
第2節	買受人	(第22条～第27条)
第3節	関連事業者	(第28条～第33条)
第3章	売買取引及び決済方法	(第34条～第48条)
第4章	卸売業務に関する品質管理	(第49条)
第5章	市場施設の使用	(第50条～第57条)
第6章	監 督	(第58条～第60条)
第7章	市場運営審議会	(第61条)
第8章	雑 則	(第62条～第66条)
	附 則	

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づき、黒磯那須公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営及び施設の使用、管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって地域住民の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合組合長（以下「組合長」という。）の許可を受け、市場内において法第2条第1項に定める生鮮食料品等（以下「生鮮食料品等」という。）の卸売の業務を行う者をいう。
- (2) 買受人 市場内で卸売を受ける者であつて、組合長の承認を受け、市場の卸売業者からせり売又は入札の方法により生鮮食料品等の卸売を受けることができる者をいう。
- (3) 関連事業者 組合長の許可を受け、市場内の店舗その他の施設において、市場の機能の充実に図るための業務および出荷者、買受人その他の市場利用者に便益を提供するための業務（以下これらを「関連事業」という。）を営む者をいう。
- (4) せり人 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、せり売の方法により販売する業務に従事させるため、第19条第1項の規定により組合長の行う登録を受けた者をいう。
- (5) せり売 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、せり人が公開の方法により、買受人に競争させ、せりの方式により最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
- (6) 入札 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、書面を用いて買受人に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
- (7) 相対取引 卸売業者が生鮮食料品等の卸売をするときにおいて、販売価格及び数量について買受人その他卸売を受ける者（以下、「買受人等」という。）と個別に売買取引を行う方法をいう。

（業務運営の基本原則）

第3条 組合長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下、「取引参加者」という。）に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（市場の名称及び位置）

第4条 市場の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 黒磯那須公設地方卸売市場
- (2) 位置 那須塩原市豊浦10番地1

（取扱品目）

第5条 市場の取扱品目の部類は、次のとおりとする。

- (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵及び組合長が定めるその他の食料品等
- (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品

（開場の期日）

第6条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から4日及び12月31日

2 組合長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため、特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認められるときは、休日以外の日を開場しないことができる。

（開場の時間）

第7条 開場の時間は、午前6時から午後3時までとする。ただし、組合長は市場業務の運営上必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項に規定する時間内において規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

第8条 卸売業者の数は、次のとおりとする。

- (1) 青果部 1
- (2) 水産物部 1

(卸売業務の許可)

第9条 卸売業者として、市場において卸売業務を行おうとする者は、組合長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより組合長に申請しなければならない。

4 組合長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が卸売業務の許可の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき。
- (6) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第2号、第3号及び前号の規定のいずれかに該当する者があるとき。
- (7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第10条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に300万円の範囲内で規則で定める額の保証金を組合長に預託しなければならない。

2 前項の保証金は現金とする。

3 卸売業者は保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の追加預託)

第11条 保証金について差押、仮差押、仮処分命令の伝達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は組合長の指定する期間内に処分された額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後、その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項の規定を準用する。

(保証金の充当)

第12条 組合長は、卸売業者が使用料その他市場に関して組合長に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した前項の保証金について他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第13条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から60日を経過した日以降でなければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第14条 組合長は、卸売業者が第9条第4項第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当することとなったときは、卸売業務の許可を取り消すものとする。

2 組合長は、第60条第1項に定める場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに、第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第10条第1項に規定する保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、第9条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに、引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認められたとき。

3 前項の規定による許可の取消しについては、次のとおりとする。

(1) 組合長は、許可の取消しとなる卸売業者に対し処分の原因となった理由を通知するとともに、その者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(2) 組合長は、許可の取消しに係る審理は公開により行わなければならない。

(卸売業者の営業の譲渡し等)

第15条 卸売業者が営業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて組合長の承認を受けたときは、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)において当該合併について組合長の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより承認申請書を組合長に提出しなければならない。

4 第9条第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。

(卸売業務の相続)

第16条 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に組合長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を組合長に提出しなければならない。

3 相続人が第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認をする旨又は承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第9条第1項の許可は、当該相続人に対してしたものとみなす。

4 第9条第4項の規定は第1項又は第2項の承認について準用する。

5 第1項の承認を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(卸売業者の名称変更等の届出)

第17条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

(3) 法人にあっては、役員、資本金若しくは出資の額又は定款若しくは規約を変更したとき。

(4) その他規則で定める事項に該当したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出及び閲覧)

第18条 卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、組合長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に保管しなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売会社に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しの閲覧の申し出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申し出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申し出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

(せり人の登録)

第19条 市場において行う卸売のせり人は、そのものについて当該卸売業者が組合長の行う登録を受

けているものでなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより組合長に申請しなければならない。

3 組合長は、前項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) せり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 買受人又は買受人の役員若しくは使用人であるとき。

(5) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。

(6) 暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(せり人の登録の取消し)

第20条 組合長は、せり人が前条第3項第1号、第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、卸売業者が当該せり人に係る登録の削除を届け出たとき又はせりを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、せり人の登録を取消すものとする。

(登録証の携帯)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、規則で定める登録証を携帯するとともに、記章を着用しなければならない。

## 第2節 買受人

(買受人の承認)

第22条 市場において卸売業者からせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者は、取扱品目の部類ごとに組合長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより組合長に申請しなければならない。

(承認の基準)

第23条 組合長は、前条の承認の申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは承認をしないものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過していない者であるとき。

(4) 申請者が暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(名称変更等の届出)

第24条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 買受人として業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第25条 組合長は、買受人が第23条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当することとなったとき、当該買受人がその承認の取消しを申し出たとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、買受人の承認を取消すものとする。

2 組合長は第60条第2項に定める場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、買受人の承認を取消することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、引き続き90日以上売買取引をしないとき。
- (2) 公益を害する行為があったと組合長が認めるとき。

(取引契約保証金)

第26条 卸売業者は、卸売を受けようとする買受人と取引内容についての契約を締結し、保証金の預託を受けることができる。

(買受人章)

第27条 組合長は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

### 第3節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第28条 組合長は、次の各号に掲げる者に対し関連事業を営むことを許可することができる。

- (1) 第5条で定める取扱品目以外の生鮮食品等の販売を行う者、並びに市場の取扱品目の保管、運搬等を行なう者
- (2) 飲食店営業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者

2 前項の許可を受けて市場内において営業をしようとする者は、規則で定めるところにより組合長に申請しなければならない。

(許可の基準)

第29条 組合長は、前条の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰則の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者がその業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者がその業務を適格に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 申請者が暴力団員又は暴力団関係者であるとき。

(許可の取消し等)

第30条 組合長は、関連事業者が第29条第1項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、関連事業者の許可を取消すものとする。

2 組合長は、第60条第3項に定める場合のほか、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、関連事業者の許可を取消することができる。

(1) 正当な理由がないのに、第28条の許可の通知を受けた日から1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、第28条の許可の通知を受けた日から1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに、引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) その他業務の遂行が不可能と認めるとき。

(保証金)

第31条 関連事業者は、第28条の規定による許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を組合長に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、使用料月額額の5倍以内の額で規則で定める。

3 第9条第2項、第3項及び第10条から第13条までの規定は、前項の保証金について準用する。

(関連事業の規則等)

第32条 組合長は、関連事業の適正な運営を確保するため、特に必要と認めるときは、関連事業者に対してその業務又は取扱物品の販売について必要な指示等を行うことができる。

(名称変更等の届出)

第33条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 関連事業の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は遅滞なくその旨を組合長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第34条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第35条 市場において卸売業者が行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとする場合は、その販売方法を卸売場への掲示その他の適切な方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(売買取引の条件の公表)



第36条 卸売業者は、次に掲げる事項について、卸売場への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷奨励金及び完納奨励金がある場合にはその種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）  
（差別的取扱の禁止等）

第37条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等に対し不当に差別的な取扱をしてはならない。

- 2 卸売業者は、卸売の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する取扱品目について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申し込みが第38条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないこと、その他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。  
（受託契約約款）

第38条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、規則で定めるところにより組合長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 卸売業者は、前項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場への掲示その他の適切な方法により関係者に周知しなければならない。  
（販売前における受託物品の検収）

第39条 卸売業者は、受託物品の受領に当っては検収を確実にを行い、委託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、規則で定めるところにより、組合長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に附記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又は代理人が立会っていてその了承を得られたときはこの限りでない。

- 2 卸売業者は、受託物品の異常については、委託者又は代理人が立会って了承を得られた場合を除き、前項の検査を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。  
（卸売物品の買受人の明示及び引取り）

第40条 卸売業者は、その卸売をした物品を買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引取らなければならない。
- 3 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその物品を保管し、又は催促をした後、他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加えた価格をいう。以下同じ。)が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第41条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長はその売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあるとき。

2 卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第42条 組合長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 組合長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告及び公表)

第43条 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより組合長に報告し、卸売場への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量等
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及びその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額  
(第36条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)

2 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、その品目ごとの卸売価格、卸売の数量及び金額(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその消費税相当額を加えた金額をいう。以下同じ。)を規則で定めるところにより組合長に報告しなければならない。

3 組合長は、卸売業者から第1項に規定する報告を受けたときは、規則で定めるところにより次の事項について卸売場への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量等
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(仕切及び送金)

第44条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して規則で定めるところにより遅滞なく、当該卸売した物品の品目、等級、単価(せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。)数量及び単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税相当額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第47条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税相当額)、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者負担となる費用の項目と金額(消費税相当額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切金を現金又は口座振替その他委託者が指定した方法により送付しなけ

ればならない。

(委託手数料の額)

第45条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を組合長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

2 組合長は、前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

(買受代金の支払義務)

第46条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品引受後、規則で定めるところにより遅滞なく、買い受けた物品の代金(買い受けた額にその消費税相当額を加えた額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ組合長の承認を受けて買受人等と支払い猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 組合長は、前項ただし書の承認の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 当該特約が、その他の買受人に対して不当に差別的な取扱となるものであるとき。

(2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

3 買受人は、第1項の代金を現金又は口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払わなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第47条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、組合長の指定する検査員が、正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(決済の方法)

第48条 市場における売買取引の決済は、第44条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

## 第4章 卸売業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第49条 卸売業者、買受人及び関連事業者(以下「市場関係事業者」という。)は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品安全に関する法令に即して品質管理の方法を行わなければならない。

## 第5章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第50条 卸売業者及び関連事業者が使用する市場内の用地及び建物、その他の施設(以下「市場施設」

という。)の位置、面積、期間その他の使用条件は、組合長がこれを指定する。

- 2 組合長は、特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しなければならない。
- 4 前項の保証金の額は、使用料月額3倍とする。
- 5 第11条第1項、第2項、第12条及び第13条の規定は、第3項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第51条 市場施設について、前条の使用の指定又は許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該施設の使用を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により組合長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(原状変更の禁止)

第52条 市場施設の使用者は、組合長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場の原状に変更を加えてはならない。

- 2 使用者が組合長の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は施設の原状に変更を加えたときは、組合長は使用者に対し返還の際、原状回復を命じ又はこれに代る費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第53条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消し、その他の理由により、市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は組合長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、組合長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(指定又は許可の取消し等)

第54条 組合長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し使用の指定又は許可の全部若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第55条 組合長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第56条 市場使用料(消費税相当額を含む。以下同じ。)は、月単位で徴収するものとし、その額は組合長が別表に定める金額の範囲内で規則で定める。

- 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で組合長の指定するものは使用者の負担とする。
- 3 月額による使用料は、使用期間が1月に満たないときは日割計算による。
- 4 使用者は、使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。
- 5 既納の使用料は、これを返還しない。

(使用料の減免)

第57条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由によって、3日以上にわたり市場施設を使用することができないとき。
- (2) 第54条の規定による使用停止の期間が引き続き2日以上にわたったとき。
- (3) 災害その他特別の事由があると組合長が認めたとき。
- (4) 使用者が官公署又は公共団体であるとき。

## 第6章 監督

### (報告及び検査)

第58条 組合長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、取引参加者に対しその業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に取引参加者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

### (改善措置の勧告)

第59条 組合長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、当該業者の業務若しくは会計に必要な改善措置をとるべき旨を勧告することができる。

### (監督処分)

第60条 組合長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 組合長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

3 組合長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、10万円以下の過料を科し、第28条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 組合長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、第19条第1項の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり人が、せり売りに関して委託者又は買受人と気脈を通じ、不当な処置をなし又はこれらの者をして談合その他不正行為をさせたとき。
- (3) せり人がその職務に関して委託者又は買受人等から金品その他の利益を收受したとき。
- (4) その市場において、せり人として職務に公正を欠く行為があったと認めたとき。

5 卸売業者、買受人又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その市場関係事業者に対しても第1項から第3項までの規定を適用する。

## 第7章 市場運営審議会

(市場運営審議会)

第61条 組合長は、市場業務の運営に関し、必要な事項を調査審議させるため、黒磯那須公設地方卸売市場運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、前項に規定する事項に関し、組合長に意見を述べることができる。

3 運営審議会は、委員15名以内で組織し、委員は生鮮食料品等の生鮮、流通及び消費に関し学識経験のある者のうちから組合長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合は、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

## 第8章 雑則

(無許可営業の禁止)

第62条 卸売業者及び関連事業者が、それぞれの許可を受けた業務を行う場合及び組合長が必要と認める者を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 組合長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に撤去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第63条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、組合長の指示に従わなければならない。

2 組合長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第64条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 組合長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めたときは、取引参加者及び市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可の制限又は条件)

第65条 この条例の規定による許可、承認又は指定には制限又は条件を附することができる。

(施行規則の制定)

第66条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合長が規則で定める。

## 附則

1. この条例の施行期日は規則で定める。

2. 第32条「卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止」の規定は、規則で定める日までは適用しない。

**附 則**（平成元年 3 月 1 日 条例第 1 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 7 年 3 月 2 日 条例第 1 号）

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2. この条例の施行の際、現に改正前の黒磯那須公設地方卸売市場条例第 11 条第 2 項の登録を受けているせり人についての当該登録の有効期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成 9 年 3 月 5 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 7 月 12 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 3 月 3 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 17 年 9 月 30 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 3 月 3 日 条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 6 月 11 日 条例第 1 号）

（施行期日）

1. この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

（準備行為）

2. この条例の規定に基づく許可等の手続その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3. この条例の施行の際現に改正前の法第 58 条第 1 項の許可を受けている者は、この条例の施行の日  
に改正後の黒磯那須公設地方卸売市場条例（以下「改正条例」という。）第 9 条の許可を受けた卸売業  
者とみなす。

4. この条例の施行の際現に改正前の黒磯那須公設地方卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第 7 条  
又は第 24 条の規定により預託されている保証金は、この条例の施行日に改正条例第 10 条又は第 3  
1 条の規定により預託された保証金とみなす。

5. この条例の施行の際現に旧条例第 11 条の登録を受けている者は、この条例の施行日に改正条例第  
19 条の登録を受けたせり人とみなす。

6. この条例の施行の際現に旧条例第 15 条の承認を受けている者は、この条例の施行日に改正条例第  
22 条の承認を受けた買受人とみなす。

7. この条例の施行の際現に旧条例第 21 条の許可を受けている者は、この条例の施行日に改正条例第  
28 条の許可を受けた関連事業者とみなす。

8. 第 3 項に定める者が、この条例の施行の際現に旧条例第 31 条に基づき受託契約約款（以下「旧約

款」という。)を定め、承認を受けている場合、この条例の施行の日に、旧約款は改正条例第38条の承認を受けたものとみなす。

9 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表（第56条関係）

種別	使用料の額
卸売業者市場使用料 (卸売場、冷蔵庫、倉庫、業者事務所)	卸売金額の1,000分の9に相当する額